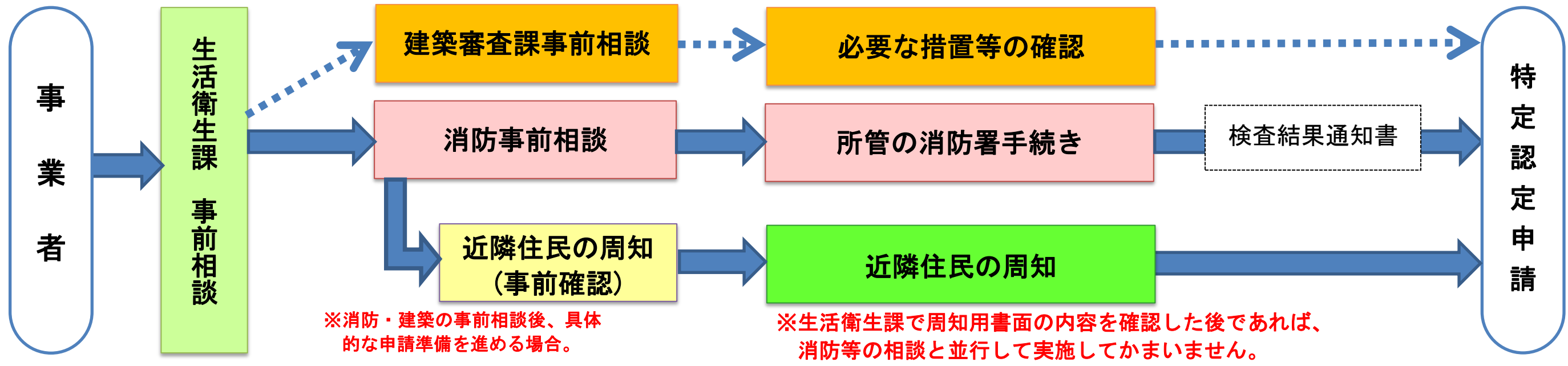


# 特区民泊申請前手続きについて（事前相談から特定認定申請まで）



## ＜生活衛生課 事前相談＞ 【必須】

特区民泊の要件について、事前相談を受け付けます。

### ○持参いただきたい「書類」

平面図（換気設備、採光、暖房、冷房、台所、浴室、便所、洗面設備及び寸法）

### ○主な認定要件

- ・一居室の床面積が 25 m<sup>2</sup>以上で施錠可能であること
- ・台所、浴室、便所・洗面設備があること
- ・寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理・清掃に必要な器具などがあること
- ・外国語を用いた案内があること
- ・滞在期間が2泊3日以上であること
- ・建築基準法上「ホテル・旅館」が建築可能な用途地域であること

○連絡先 大田区生活衛生課環境衛生担当

## ＜建築審査課＞

### 【必要に応じて（最低滞在期間7日未満の場合は必須）】

新築物件や用途変更が必要な場合や最低滞在期間7日未満を希望される場合は、建築審査課に事前に連絡をしてから、相談に行ってください。

### ○持参いただきたい「書類」

- ・案内図（住宅地図など、場所の特定できるもの）
- ・図面（配置図、平面図、立面図等）
- ・適合性チェックシート（最低滞在期間7日未満の場合）
- ・既存建築物：確認済証、検査済証、確認申請書一式

○連絡先 大田区建築審査課建築審査担当 03-5744-1388

## ＜所轄の消防署＞ 【必須】

消防法の設備基準について、事前の相談をお願いします。  
所轄消防署予防係に事前に連絡をしてから、相談に行ってください。

### ○必要書類

#### ①持参いただきたい「図面等」

- ・外国人滞在施設経営事業を行おうとする部分の平面図（必須）
- ・外国人滞在施設経営事業を行おうとする部分の内装（不燃・難燃性能等）

#### ②把握してきていただきたい「情報」

- ・外国人滞在施設経営事業を行おうとする部分のある建物所在地及び建物名称（必須）
- ・外国人滞在施設経営事業を行おうとする階、号室、外国人滞在施設経営事業を行おうとする部分の床面積（必須）
- ・建物全体の階層、延べ面積、構造、階段の数・種類（屋内・屋外等）（一戸建ての場合は必須、それ以外は可能であれば）
- ・現在の建物全体の消防法上の用途、設置されている消防用設備等

### ○連絡先

大森消防署	03-3766-0119
田園調布消防署	03-3727-0119
蒲田消防署	03-3735-0119
矢口消防署	03-3758-0119

## ＜近隣住民の周知（事前確認）＞ 【必須】

近隣住民の周知を実施する際は、事前に周知用書面の内容を、生活衛生課で確認します。ファクス、メール等でも受け付けます。

### ○持参いただきたい「書類」

近隣住民の周知用書類《必要項目》

- ・特定認定を受けようとする者の氏名（法人はその名称、代表者氏名）
- ・施設の名称及び所在地
- ・近隣住民からの苦情等の窓口の連絡先（担当者名、所在地、電話番号）
- ・廃棄物の処理方法
- ・火災等の緊急事態が生じた場合の対応方法
- ・当該書面に関する問合せ先の名称、連絡先
- ・意見の申出期限
- ・平易な表現を用いた当該事業の内容

○連絡先 大田区生活衛生課環境衛生担当

## ＜近隣住民の周知＞ 【必須】

近隣住民の周知は、ポスティング等の書面で行います。  
なお、近隣住民からの同意までは求めていませんが、意見の申出に対して、誠意を持った回答をお願いします。

大田区健康政策部生活衛生課環境衛生担当

電話 03-5764-0693

FAX 03-5764-0711

E-mail eisei@city.ota.tokyo.jp